

青森県内に移住した方(予定の方を含む)又は
青森県内に居住する若者・女性で
起業・事業承継・第二創業をお考えの皆様へ

令和7年度

あおもり起業支援事業費補助金 公募のご案内

青森県に『移住した方(予定の方を含む)』又は『青森県内在住の若者・女性』で、『デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業』をする方又は『Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野※』においてデジタル技術を活用した事業承継若しくは第二創業』をする方に対し、経費の一部を補助します。

※Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野とは

未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業であり、地域経済や雇用に大きな影響を与えることができる産業分野のことをいいます。詳しくは、内閣府ホームページを参照ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/



補助上限額

200 万円

補助率

1/2

対象経費

人件費(※)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

(※)人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

募集期間

令和7年5月15日(木)～令和7年8月8日(金) 17時必着

審査

第1回審査	7月下旬～8月上旬 実施予定	令和7年5月15日(木)～令和7年6月30日(月)受付分
第2回審査	8月下旬～9月上旬 実施予定	令和7年7月 1日(火)～令和7年8月 8日(金)受付分

※受付時期に応じて審査(書面及びプレゼンテーション)を行います。

※第1回審査受付分で予算額に達した場合又は達すると見込まれる場合は、第2回審査受付分を募集しません。

補助対象者の詳細は裏面をご覧ください。

申込先
問合せ先



(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514

E-mail:sougyou@21aomori.or.jp



いずれかの枠に該当し、共通要件の(1)～(5)すべてに該当する方が対象となります。
起業等に関する要件の詳細は、下記HPをご覧ください。

補助対象者について

I 補助対象枠

あおもり UIJ ターン創業枠

- ・青森県内に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、青森県外に在住していたこと。
- ・青森県内に住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に在住していたこと。
- ・令和5年4月1日以降の青森県内への転入であること。ただし、申請日時点で転入していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。

若者じもと定着創業枠

- ・昭和61年4月2日以降に生まれた者であること。
- ・申請日時点で青森県内に居住していること。ただし、申請日時点で居住していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。
- ・あおもりUIJターン創業枠の対象外であること。

女性創業チャレンジ応援枠

- ・女性であること。
- ・申請日時点で青森県内に居住していること。ただし、申請日時点で居住していない場合は、事業期間完了日までに青森県内に転入すること。
- ・あおもりUIJターン創業枠の対象外であること。

II 共通要件

- (1) 起業支援事業の申請日から5年以上、継続して青森県内に居住する意思を有していること。
ただし、申請日時点で県内に転入していない場合は、青森県内に転入後、継続して5年以上居住する意思を有していること。
- (2) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (3) 青森県及び(公財)21 あおもり産業総合支援センターが、起業支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (4) 国の交付決定日以降、補助事業の完了日までに青森県で起業すること(法人の登記又は個人事業の開業の届出を行うこと)。
- (5) 起業等をする者又は法人等の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

応募方法

下記(公財)21あおもり産業総合支援センターの HP から申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

(公財)21あおもり産業総合支援センターホームページ URL

<https://www.21aomori.or.jp/topics/25496>

21あおもり 補助金 で検索